

不昧公の子孫からの報告 その2

3人の東林寺責任役員が月照寺責任役員として行った月照寺の過去の出来事

月照寺の3人の責任役員は全員が東林寺責任役員と同一人物

仏教寺院の全ての活動は責任役員の定数の過半数で決められる。

月照寺の過去の出来事は3人の東林寺責任役員の過半数(2人以上)によって決められた。

過去の出来事Ⅰ

境外地の売却面積 約1600坪 売却金額 約2億5千万円

1. 净土宗に無申請、無承認で、昭和60、61年に境外地約1011坪を公示価格の約半額で月照寺借地人に売却する。
[公示価格] 約3億1千万円 [売却価格] 約1億4千万円 差額は約1億7千万円になる。
月照寺は約1億7千万円の損
2. 平成9年、3人の月照寺責任役員は、東林寺を月照寺境外地へと移転させる目的で、境外地約586坪を公示価格の約半額で東林寺に売却する。
同時に、東林寺責任役員でもある3人は、月照寺から境外地約586坪を公示価格の約半額で購入する。
[公示価格] 約2億1千万円 [売却価格] 約1億1千万円 差額は約1億円になる。
月照寺は約1億円の損 東林寺は約1億円の得
3. 月照寺兼務住職は、島根県と上記2の不動産売買についての協議をしたと述べているが、島根県は「協議をした記録は無い」と回答した。島根県の名を利用する。
4. 平成9年、月照寺兼務住職は、15代松平直壽氏に「松江市が東林寺の移転先として月照寺の隣接地を捜してくれたので月照寺の隣接地へ移転します」と連絡する。事実は、東林寺が自身で移転先を準備し、その移転先は月照寺境外地である。松江市の名を利用する。

過去の出来事Ⅱ

1. 净土宗に無申請、無承認で、東林寺住職家族の住居を兼ねた庫裏を新築する。
2. 平成8年3月29日に月照寺墓所は国の史跡となるが、その後に、文化庁に無申請で法面の無断形状変更を行い、初代直政公の墓所の中に観光客目当ての遊歩道、観覧場所を造る。翌9年、島根県と松江市の合同立ち入り調査の結果、撤去させられる。

長年に渡り月照寺及び東林寺の責任役員として、私の先祖を冒涜し苦しめ続けている自覚もないままに、平成25年、「住職としてだけの世襲」で月照寺兼務住職の地位に罪悪感も羞恥心も無く就き、現在もその地位にしがみついている月照寺前兼務住職(東林寺前住職)の甥であるTHIに対し、月照寺からの即刻、退去を要求する！